

平成22年度事業

価格対策部

1. 肉用子牛生産者補給金制度事業

肉用子牛生産者補給金制度は、平成22年度から第5業務対象年間が始まり、契約生産者の契約更改を行った。これに伴い、補給金交付契約を継続しなかった生産者（廃業者を含む）に対し、30,587千円の生産者積立準備金残金の返還を行った。

また、生産者積立金の単価改定が行われ、平成22年7月1日個体登録分から、黒毛和種の9,900円が2,200円に、その他の肉専用種の27,100円が

24,400円にそれぞれ改定された。乳用種、交雑種の単価については、据え置きとなった。

肉用子牛生産者補給金制度に基づく生産者補給金については、黒毛和種、交雑種は平均売買価格が保証基準価格、合理化目標価格を上回り、昨年度に引き続き補給金の交付がなかった。

その他の肉専用種は平均売買価格が保証基準価格を下回ったが、島根県では対象となる子牛がいなかったため補給金は交付されなかった。

一方、乳用種では、毎四半期とも平均売買価格が保証基準価格を下回り41,375千円の生産者補給金を交付したが、うち、平成22年度第2四半期（平成22年月7～9月）においては、平均売買価格が合理化目標価格を下回り、生産者積立金2,908千円を取り崩しての交付となった。

2. 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

(1) 肉用子牛生産者補給金制度に係わる業務の適正な実施等を図るため、全国統一電算事務処理システムによる業務の充実と、事務委託先への委託による対象子牛の個体登録、個体識別及び販売、保留確認等の業務の適正かつ円滑な実施に努めた。

(2) 事務委託先に対し個体登録・保留確認等の点検・調査を行うとともに、契約生産者を選定し繁殖雌牛頭数・個体登録牛の現畜確認等を実施した。

事業費 15,298,989円（うち事務委託費 4,827,150円）

3. 肉用牛繁殖経営支援事業

黒毛和種について、第2四半期において「平均売買価格」が下表の発動基準を下回ったため、1頭につき5,400円の支援交付金の交付があった。

褐毛和種、その他の肉専用種については、全ての対象期間において「平均売買価格」が発動基準を下回ったが、本県は該当者の登録子牛がなかったため支援交付金の交付はなかった。

4. 多様な肉用牛経営実現支援事業

当事業を活用して各地域で自主性と創意工夫を活かした多様な活動を行い、ヘルパー活動推進事業をはじめ、6事業で31,381,851円の補助金を交付した。

5. 養豚経営安定対策事業

この事業は、養豚経営者と国が1：1の割合で拠出し造成する基金をもって、四半期ごとに豚枝肉卸売価格が生産コストに相当する価格（460円/kg）下回った場合に、所得減少分の8割を補てん金として交付するものである。また補てんが発動しない場合は翌四半期と合わせて試算し、年間所得に対し補てんする。

平成22年度事業は養豚経営者と（独）農畜産業振興機構の直接契約による「直接交付方式」と、従来の各県協会を経由する「現行型活用方式」により実施された。

平成22年度は、23,642頭に対し19,568,110円の補てん金を交付した。

6. 肉用牛とも補償制度及び優良雌牛保留対策事業

(1) 肉用牛とも補償制度

県肉用牛改良対策要綱に基づき、県産種雄牛造成を組織的かつ効果的に推進するため、新規種雄牛の交配と産子取得に協力した繁殖農家の173頭に対し、取得謝礼と価格補償金12,024千円を、10頭の上場困難牛の価格補償金2,128千円、自家保留牛2頭に対して50千円の助成金を、また、産子の産肉能力調査に協力した肥育農家の48頭に対し、4,800千円の検定助成金を交付した。

また、新規種雄牛4頭の交配推進のため447頭に対し、1,341千円の交配推進費を支払った。

(2) 優良雌牛保留対策事業

優良雌子牛の保留推進と雌販売価格の改善を図り、市場集客力と生産意欲の向上並びに、市場活性化と販売力の強化に資するため、優良雌子牛認定審査会が認定した優良雌子牛57頭を導入した生産者に対して3,990千円の保留助成金を交付した。